



Ultima Markets (Mauritius) Ltd

(以下「Ultima Markets」ともいいます)

Ultima Markets は、Ultima Markets (Mauritius) Ltd の商号です。

利益相反ポリシー

リスク警告：外国為替証拠金取引（FX）や差金決済取引（CFD）などのレバレッジ型デリバティブ商品には、お客様の資本に対する重大なリスクが伴います。これらのレバレッジ型デリバティブ商品は、すべての投資家に適しているとは限りません。レバレッジの効果により、利益だけでなく損失も拡大します。レバレッジ型デリバティブ商品の価格は、お客様に不利な方向へ極めて短時間で変動する可能性があります。その結果、投資元本を超える損失が発生する可能性があります。追加の資金拠出を求められる場合があります。金融商品への投資を決定する前に、投資目的、取引に関する知識および経験、ならびに財務状況を慎重にご検討ください。FXおよびCFD取引は、当該商品のリスクの性質および取引に伴うリスクを十分に理解し、かつ失っても支障のない資金のみを用いて行ってください。必要に応じて、独立した専門の金融アドバイザーの助言を求めてください。

本方針は、セントビンセント・グレナディーン金融サービス庁（以下「SVGFS」といいます）により登録番号26330のもとで認可を受けた Ultima Markets (Mauritius) Ltd（以下「Ultima」、「当社」ともいいます）が、お客様に対する義務に関するいかなる利益相反をどのように管理するかについて詳述するものです。

バージョン：2025年7月

info@ultimamarkets.com

1. はじめに	1
2. 責任.....	1
3. 概要.....	1
4. 贈答品および謝礼.....	2
5. 報酬.....	2
6. 事業上の利益および適合性.....	3
7. 記録管理.....	3
8. 本手続きの使用方法.....	3
9. 利益相反の管理.....	4
10. 従業員への周知.....	6

1. はじめに

利益相反とは、信任の地位にある者が、競合する職業上または個人的な利益を有している状況をいいます。このような競合する利益は、個人が公平に職務を遂行することを困難にする場合があります。利益相反は、非倫理的または不適切な行為が生じなかった場合であっても存在することがあります。

本方針は、Ultima Markets (Mauritius) Ltd の商号である Ultima Markets が、お客様に対する義務に関するいかなる利益相反をどのように管理するかについて詳述するものです。

本方針は、関連規制および法令に基づき、かつこれらに準拠して策定されるものです。

2. 責任

コンプライアンス・オフィサーは、本分野を監督する責任を負い、本手続きを適切に実施するために必要なすべてのリソースおよび人員へのアクセス権を有するものとします。

本方針の目的上、当社の利益には、Ultima Markets の従業員、取締役、もしくは当社の直接または間接的な管理下で業務を行うその他の者の利益、ならびに当社に関連するいかなる代理人の利益も含まれます。

本手続きは年次でレビューされます。また、本分野において重大なコンプライアンス違反が生じた場合、コンプライアンス責任者が当該手続きをレビューし、コンプライアンス・オフィサーが手続きの変更を承認するとともに、必要に応じて外部コンプライアンスコンサルタントが手続きのレビューに従事するものとします。

3. 概要

開示によって利益相反を管理することは最後の手段とすべきであり、可能な限り利益相反は回避されるべきです。利益相反が生じた場合、Ultima Markets は以下の方法により管理できることを認識しています。

- 統制すること。
- 回避すること；および
- 利益相反を開示すること。

Ultima Markets は、利益相反の回避に努めるものとします。当社は、サービスの提供時に、当社自身（その管理者、従業員および関連代理人、ならびに当社が直接または間接的に管理するいかなる者を含みます）とお客様との間、またはお客様間において生じうる利益相反を検知するための合理的な措置を講じるものとします。

当社とお客様との間に現実的または潜在的な利益相反が生じる可能性がある場合、当社はこれらが適切に特定、監視および管理されることを確保するものとします。また、重大な利益相反が生じ、または生じうる業務の種類についての記録を維持するものとします。

当社は、利益相反が生じた、または1名以上のお客様の利益を損なう重大なリスクをもたらした、当社もしくは当社を代理して実施されるサービスもしくは投資活動の種類に関する最新の一覧を維持するものとします。

利益相反が発生し、かつ当社が利益相反を管理するための措置が、合理的な確信をもってお客様の利益への損害リスクを防止するために十分でないと判断した場合、当社は当該お客様のために業務を引き受ける前に、利益相反の一般的な性質および/または原因をお客様に明示するものとします。

以下は、生じ得る主要な利益相反（一部は本事業の性質上内在するもの）と、これらを軽減するために Ultima Markets が講じる措置の概要です。

4. 贈答品および謝礼

当社の従業員は、潜在的または既存のお客様、サービスプロバイダー等との取引において個人的に利益を得る場合があります。贈答品および謝礼方針は、これらが過度とならず、義務または債務を生じさせないことを確保するために設けられています。市場価値100ドルを超える贈答品または謝礼の授受を記録するため、贈答品・接待台帳が維持されています。市場価値100ドルを超えるお客様への、またはお客様からの贈答品または接待については、従業員および取締役によるコンプライアンス事前承認が必要であり、コンプライアンス部門が贈答品・接待台帳に記録します。事前承認が不可能な例外的な状況においては、コンプライアンス部門がこれを事後的にレビューおよび記録するものとします。

Ultima Markets は、お客様との接触の大部分が電話を通じて行われ、対面での接待がほとんどないことから、贈答品および謝礼に起因する利益相反が生じる機会は少ないと考えています。従業員が過去に受領した贈答品は、上記基準を下回るワイン1本など、適切な範囲のものでした。

5. 報酬

Ultima Markets は、従業員のモチベーションを維持しつつ、報酬制度が不適切な行動を促さないよう努めています。Ultima Markets はこの利益相反を認識しており、モニタリング体制を通じて潜在的な悪用に対し引き続き注意を払っています。

当社は、報酬がお客様の利益と相反しないことを示す報酬方針を整備しています。当社は、当社に有利な形でお客様または会員の利益を損なう行動を奨励する報酬体系を提供しておらず、今後も提供しません。スタッフは、実績および長期的な付加価値をもたらすパフォーマンスに基づいて評価されます。

バックオフィス部門のスタッフの報酬は、業務成績と連動していません。報酬は個人のパフォーマンスにより決定されます。営業スタッフのコミッションは、お客様との関係を構築し、包括的なサービスを提供することを目的とした体系となっています。

本セクションは、当該商品に適用されるすべてのリスクを詳述するものではなく、当該商品の取引に伴う重要なリスクを概説することを目的としています。

6. 事業上の利益および適合性

当社または当社と関連する者が、当該サービス、取引または投資に重要な利益、関係もしくは取り決めに有する場合、あるいは当社の従業員がお客様の受託者として行動し、お客様を代理して委任状を保有し、または法人顧客の取締役として行動するような利益、関係もしくは取り決めに有する場合、当社は従業員またはその他の関連者に対し、必要が生じた際にはいつでも、かかる利益をコンプライアンス部門に申告することを求めます。

かかる利益相反を管理するため、当社は従業員に対し、他社における取締役職およびその他の利益を開示することを義務付け、当該利益、関係または取り決めについて開示することを求めます。また、コンプライアンス部門は、上記の利益に関して全従業員を対象とした四半期ごとのスタッフ確認を実施しています。

7. 記録管理

利益相反が生じ、または生じうる場合に実施されたサービスおよび活動を記録するため、利益相反台帳が維持されています。利益相反台帳は、1名以上のお客様の利益に対する重大な損害リスクを伴う利益相反が生じた、または継続的なサービスもしくは活動の場合において生じうる、Ultima Markets を代理して実施されたサービスもしくは活動の種類の記録をもって更新されます。

各利益相反ポリシーの写しは、廃止後少なくとも5年間保管されます。コンプライアンス台帳もまた、少なくとも5年間保管されます。

8. 本手続きの使用方法

利益相反に関連するファイルメモ、コンプライアンスレビューのフィードバックおよびその他すべての文書の写しは、コンプライアンス台帳ファイル内の利益相反台帳とともに保管されます。

9. 利益相反の管理

ステップ1 – 利益相反の特定

投資サービスおよび付随サービスの提供またはその組み合わせの過程において生じ、かつその存在がお客様の利益を損なう可能性のある利益相反の種類を特定する目的上、Ultima Markets は、投資サービスもしくは付随サービスの提供または投資活動の結果か否かにかかわらず、Ultima Markets もしくは関連者または当社に対して直接もしくは間接的に支配関係にある者が、以下のいずれかの状況にあるか否かを考慮するものとしします。

- a) Ultima Markets または関連者が、お客様の犠牲において財務上の利益を得る、または財務上の損失を回避する可能性がある場合。
- b) Ultima Markets または関連者が、お客様に提供されたサービスの結果またはお客様のために実行された取引の結果について、当該結果に対するお客様の利益とは異なる利益を有している場合。
- c) Ultima Markets または関連者が、当該お客様の利益よりも他のお客様または他のお客様グループの利益を優先する財務上またはその他のインセンティブを有している場合。
- d) Ultima Markets または関連者が、お客様と同一の業務を行っている場合。

Ultima Markets または関連者が、お客様に提供されるサービスに関連して、当該サービスに対する標準的なコミッションまたは手数料以外の形で、金銭、物品またはサービスによる謝礼をお客様以外の者から受領し、または受領する予定である場合。

ステップ2 – 利益相反の管理

当社は、潜在的な利益相反の特定および管理を担当する社内コンプライアンス部門を設置し、内部方針および手続きを整備しています。コンプライアンス部門はまた、関連する内部手続きを更新し、当該手続きへの準拠を確保するものとしします。

Ultima Markets は、特定された利益相反がお客様の利益に対する重大な損害リスクを構成または引き起こさないよう管理・防止するための効果的な組織的および管理的手続きを維持・運用しています。また、Ultima Markets は内部統制が適切であることを確保するため、業務活動の継続的なモニタリングを実施しています。

採用された措置は、利益相反を伴う異なる業務活動に従事する関連者が、Ultima Markets の規模および活動範囲、ならびにお客様の利益への損害リスクの重大性に見合った独立性の水準でこれらの活動を行うことを確保するよう設計されています。

一般的に、当社が利益相反に関して実施する手続きおよび管理体制には、必要な独立性を確保するための以下の措置が含まれます。

- a. 利益相反リスクを伴う活動に従事する関連者間における情報交換を防止または管理するための効果的な手続き（当該情報交換が1名以上のお客様の利益を損なう可能性がある場合に適用）。
- b. 利益が相反する可能性のあるお客様のために活動を行い、またはサービスを提供することを主たる業務とする関連者、あるいは Ultima Markets を含む相反する可能性のある異なる利益を代表するその他の者に対する独立した監督体制。
- c. ある活動に主として従事する関連者の報酬と、利益相反が生じる可能性のある別の活動に主として従事する異なる関連者の報酬またはその活動により生じる収益との間のいかなる直接的な連動の排除。
- d. 関連者が投資サービスもしくは付随サービスまたは投資活動を実施する方法に対して、いかなる者も不当な影響力を行使することを防止または制限するための措置。
- e. 関連者が、利益相反の適切な管理を損なう可能性のある個別の投資サービスもしくは付随サービスまたは投資活動に同時にまたは順次関与することを防止または管理するための措置。
利益相反を防止するために設けられた方針および手続きの一部を以下に示します。
- a. すべての潜在的および現実の利益相反を適切に記録するための専用の利益相反台帳。利益相反台帳は、月次コンプライアンス委員会において年2回議題として提出されます。
- b. 関連者の自己投資に関して適用される個人口座取引要件。
- c. お客様の利益と相反しない形での関連者への報酬の付与方法に関して適用される報酬方針。
- d. 特定の利益の勧誘、提供または受領を記録する贈答品および謝礼ログ。贈答品および謝礼の授受に起因する利益相反を制限することを目的とした贈答品・謝礼方針が整備・維持されています。
- e. 取締役会の承認がない場合、Ultima Markets の役員および従業員に関する限り、当社の利益と相反する社外業務への関与の禁止。
- f. 上記事項を監視し、当社の取締役会に報告するための社内コンプライアンス部門の設置。
- g. 潜在的な利益相反の検討、既存の利益相反の管理、ならびにその他の規制要件および実施済みモニタリングについて月次で協議するための社内コンプライアンス委員会の設置。

ステップ3 – 開示

Ultima Markets が講じた対応策が、合理的な確信をもってお客様の利益への損害リスクを防止するために十分でない場合、Ultima Markets は、認識している限りにおいて、当該お客様のために投資業務を引き受ける前に、利益相反の一般的な性質および/または原因をお客様に開示するものとします。

開示は書面による通知の形式で行われ、利益相反が生じるサービスの文脈において、お客様が十分な情報に基づいた判断を行うことができるよう、十分な詳細を含むものとします。

当社が、開示によって利益相反を管理することが適切ではないと判断した場合、当社は当該利益相反を引き起こす取引または事案を進めないことを選択することがあります。

当社は、適切と判断した場合はいつでも、本方針および関連する取り決めにレビューおよび/または改定する権利を有します。

コンプライアンス部門は、利益相反記録が最新の状態に保たれ、必要な文書において利益相反が開示されていることを確保しなければなりません。

10. 従業員への周知

Ultima Markets の従業員は、本方針を読み、上記第9条に基づく開示義務についての理解および認識を確認することが求められます。

従業員はまた、特定した利益相反または潜在的な利益相反をコンプライアンス・オフィサーに速やかに報告する必要があることを認識しなければなりません。本方針は改定のたびに再配布され、すべての改定について承認が取得されます。

本方針の英語版と日本語版との間に相違または不一致がある場合には、英語版を優先するものとします。